

ダイワ SMA 投資一任契約書

※個人のお客さま

新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>(甲の同意事項)</p> <p>第 6 条 (省 略)</p> <p>(1) ~ (3) (省 略)</p> <p>(4) ① (省 略)</p> <p>②大和証券投資信託委託株式会社</p> <p>③~⑥ (省 略)</p> <p>(5) ~ (6) (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>(甲の同意事項)</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (3) (現行どおり)</p> <p>(4) ① (現行どおり)</p> <p>②大和アセットマネジメント株式会社</p> <p>③~⑥ (現行どおり)</p> <p>(5) ~ (6) (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(変更等通知)</p> <p>第 15 条 乙は、甲の住所、氏名若しくは連絡先の変更又は甲が金融商品取引法第 163 条に定める上場会社等の役員又は主要株主、同法第 166 条第 1 項に定める会社関係者又は同条第 3 項に定める者若しくは同法第 167 条に定める公開買付等関係者又は同条第 3 項に定める者に該当したことの事実その他の本契約に基づく契約資産の運用に影響を及ぼすような重要な事項について、甲からの通知その他の必要な手続きが行われなかった結果生じる損害その他の不利益についての責を負わない。</p> <p>(省 略)</p>	<p>(変更等通知)</p> <p>第 15 条 乙は、甲の住所、氏名若しくは連絡先の変更又は甲が金融商品取引法第 163 条に定める上場会社等の役員又は主要株主、同法第 166 条第 1 項に定める会社関係者又は同条第 3 項に定める者若しくは同法第 167 条に定める公開買付等関係者又は同条第 3 項に定める者に該当したことの事実その他の本契約に基づく契約資産の運用に影響を及ぼすような重要な事項について、甲からの通知その他の必要な手続きが行われなかった結果生じる損害その他の不利益についての責を負わない。<u>ただし、かかる損害が乙の過失（重過失を除く）によって生じたものであるときは、乙は、直接かつ通常の損害について、乙が受領した基本報酬及び成功報酬の額の 1 年分を上限として賠償するものとする。</u></p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(契約の変更)</p> <p>第 21 条 乙は、法令の変更、日本投資顧問業協会、日本証</p>	<p>(契約の変更)</p> <p>第 21 条 <u>本契約</u>は、法令の変更、日本投資顧問業協会、日</p>

券業協会、金融商品取引所等の諸規則及び事務ガイドラインその他これらに類する自主規制規則等の変更並びに監督官庁の指示その他これらに準ずる事由により本契約を変更することができ、その内容が(1)甲の従来の権利を制限し若しくは甲に新たな義務を課すものではない場合又は(2)その変更内容が軽微であると乙が判断した場合には、特段の行為がなくとも、法令上許容される限りにおいて、甲と乙の間には変更後の規定と同内容の契約が成立するものとする。乙は、変更後、甲に対して当該変更内容を通知するものとする。

2. 前項(1)及び(2)以外の場合には、乙は、甲に対して本契約の変更内容を通知するものとし、所定の期日までに甲より異議の申出がない場合には、その変更に同意したものとみなす。

本証券業協会、金融商品取引所等の諸規則及び事務ガイドラインその他これらに類する自主規制規則等の変更並びに監督官庁の指示その他これらに準ずる事由により乙が必要と認めた場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更される。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、乙のホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知する。

以上

ダイワ SMA 投資一任契約書

(内枠方式、外枠方式共通)

※法人のお客さま

新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>(甲の同意事項)</p> <p>第 6 条 (省 略)</p> <p>(1) ~ (3) (省 略)</p> <p>(4) ① (省 略)</p> <p>②大和証券投資信託委託株式会社</p> <p>③~⑥ (省 略)</p> <p>(5) ~ (6) (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>(甲の同意事項)</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (3) (現行どおり)</p> <p>(4) ① (現行どおり)</p> <p>②大和アセットマネジメント株式会社</p> <p>③~⑥ (現行どおり)</p> <p>(5) ~ (6) (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(契約の変更)</p> <p>第 21 条 <u>乙は、法令の変更、日本投資顧問業協会、日本証券業協会、金融商品取引所等の諸規則及び事務ガイドラインその他これらに類する自主規制規則等の変更並びに監督官庁の指示その他これらに準ずる事由により本契約を変更することができ、その内容が(1)甲の従来の権利を制限し若しくは甲に新たな義務を課すものではない場合又は(2)その変更内容が軽微であると乙が判断した場合には、特段の行為がなくとも、法令上許容される限りにおいて、甲と乙の間には変更後の規定と同内容の契約が成立するものとする。乙は、変更後、甲に対して当該変更内容を通知するものとする。</u></p> <p><u>2. 前項(1)及び(2)以外の場合には、乙は、甲に対して本契約の変更内容を通知するものとし、所定の期日までに甲より異議の申出がない場合には、その変更に同意したものとみなす。</u></p>	<p>(契約の変更)</p> <p>第 21 条 <u>本契約は、法令の変更、日本投資顧問業協会、日本証券業協会、金融商品取引所等の諸規則及び事務ガイドラインその他これらに類する自主規制規則等の変更並びに監督官庁の指示その他これらに準ずる事由により乙が必要と認めた場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更される。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、乙のホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知する。</u></p>

以上